

桜山公園無料駐車券

市民優待券

普通車 1台1回

※料金所係員に渡してください

有効期限 令和5年12月31日まで

問い合わせ 鬼石総合支所にぎわい観光課(☎23111)

桜山公園駐車場の料金徴収は、10月中旬から12月中旬です。ただし、桜山まつりの日(12月1日)は無料です。ライトアップ期間中は協力金としても利用できます。

日時 11月26日(日)までの期間
の土・日・祝日のみ午後4時～
8時30分(入園は8時まで)

会場 桜山公園日本庭園周辺

協力金 ▽普通車 500円
▽二輪車 100円 ▽中型車 1000円
▽大型バス 2000円

※ライトアップ期間中(午後4時～)は駐車料金は無料となりますが、電気代や器具の補修に活用するため藤岡市鬼石商工会へ協力金をお願いします

問い合わせ 藤岡市鬼石商工会(☎2062)

桜山公園の日本庭園周辺の冬桜や紅葉などをライトアップします。今年度は祝日も開催し、11月18日(土)には特別演出を行います。

桜山公園ライトアップ

教育委員会委員

櫻井正明さん(篠塚)の任期満了に伴い、秋谷雅文さん(森新田)が市議会の同意を得て、10月1日付けで教育委員に任命されました。



あきや まさふみ
秋谷 雅文さん
(森新田)

日本更生保護女性の集いでの法務大臣感謝状授与を報告



9月25日、邊見廣子さんが市長を表敬訪問し、更生保護活動への功績による法務大臣感謝状の授与を報告しました。邊見さんは「今までやってきたことが今後の活動の励みになります」と話し、市長は「長きに渡り多くの人の助けになっていただいていることに感謝を申し上げたい」と述べました。

副市長に塚本英夫氏



塚本英夫氏(56歳・下戸塚)が市議会の同意を得て、9月20日付けで副市長に選任されました。

副市長に選任された塚本英夫氏は、平成2年に藤岡市役所に入り、にぎわい観光課長、地域安全課長、企画課長、企画部長を歴任しました。

被害者支援センターすてっぷぐんまと協定を締結しました



10月2日、公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまと市は「犯罪被害者等支援に関する連携協力に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、適切な犯罪被害者等支援を行うため、相互に連携協力を行います。

公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんまと連携協力して支援を行うことにより、被害の軽減や早期回復などの実現を目指します。

問い合わせ 地域づくり課(☎2211)

サトーレッカーサービスと災害協定を締結しました



9月13日、サトーレッカーサービスと市は「災害時における車両の牽引に関する協定」を締結しました。この協定の締結により、災害時における放置車両のけん引を行い、緊急車両の通行ルートを確認することで、避難所への物資の供給の迅速化が図れます。

今後も協力して、安全、安心なまちづくりに取り組んでいきます。

問い合わせ 地域安全課(☎7444)

市長コラム



区長・区長代理と市長のまちづくり懇談会 力を合わせてより良い地域へ

10月から地区ごとに開催中の懇談会では、区長・区長代理の皆さんが地域の皆さんと一緒に、それぞれの地域をより良くするために日々活動していただいていることが伝わってきます。心から感謝するとともに、耕作放棄地や道路の除草、ゴミ出しのルール、災害対応など地域の課題に対する多くの声に、市としてどれだけ寄り添った対応ができるか、担当部署も交えて真剣に考え意見交換させていただいています。

皆さんの地域に対する前向きな気持ちを受け止め、いただいたご意見や提案を市政運営に活かし、皆さんと行政との協働で未来に希望の持てるまちづくりを進めていきます！

11月はエコドライブ推進月間です



11月はエコドライブ推進月間です。

エコドライブとは、環境に配慮した運転で燃料消費を抑

え、温室効果ガス排出量を減らす取り組みです。ゼロカーボンシティ実現に向けた身近な一歩となりますので、すぐ始められる「エコドライブ10のすすめ」を実践してみましよう。

エコドライブ10のすすめ

- ▽ふんわりアクセル
- ▽車間距離にゆとりをもつ
- ▽減速時は早めにアクセルを

離す

- ▽エアコンの適切な使用
- ▽アイドリングストップ
- ▽渋滞を避ける
- ▽タイヤの空気圧チェック
- ▽不要な荷物は降ろす
- ▽走行を妨げる駐車はやめる
- ▽自分の車の燃費を把握する

問い合わせ 環境課(☎2264)

住宅用火災警報器設置費補助金

住宅火災における高齢者への安全確保を図り、市民の生命・財産を守るため、住宅用火災警報器を購入した対象者へ購入費の一部を補助します。

補助金額 警報器の設置に要した費用の2分の1の額(上限5000円)

対象 次の全てに該当する人
▽市内に住居登録があり、その住所地に居住している▽65歳以上▽ひとり暮らしまたは高齢者世帯▽住民税非課税世帯▽市税を滞納していない(世帯員を含む)▽他の制度による警報器の給付または貸与を受けていない(世帯員を含む)
▽平成18年5月31日以前に建築された自己居住用の建物に火災警報器を設置した
申請 申請者は設置費用などが記載された領収書の領収日から起算して30日以内に申請書および次の書類を地域安全課へ提出してください▽住民税非課税世帯であることを証明する書類▽市税の滞納がないことを証明する書類▽警報器を設置した住宅の建築年月日が確認できる書類▽警報器の設置に要した費用に係る領収書の写し▽警報器の製造元や品名などが確認できる書類
▽警報器の設置前と設置後の状況が確認できる写真▽暴力団排除に関する誓約書▽その他
▽新規設置のほか、更新設置も補助対象▽補助金の交付は1世帯につき1回まで
問い合わせ 地域安全課(☎7444)